

令和7年度社会的養護自立支援拠点事業委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度社会的養護自立支援拠点事業

2 事業の目的

児童養護施設退所者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「対象者」という。）は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。本事業は、対象者の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに対象者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、対象者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。

3 前提条件

受託者は、次に掲げる条件を前提として業務を遂行すること。

- (1) 県北圏域に下記7の設備を備えた拠点を設置すること。
- (2) 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等を盛り込んだ運営規程を定め、適切に管理運営すること。
- (3) 個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。なお、関係機関との情報共有の必要がある場合においては、個人情報保護に関する協定書を締結する等、漏えいのないよう適切に管理を行うこと。
- (4) 事故及び災害等の緊急事態発生時に迅速かつ的確な対策を実施できるよう、具体的な対応計画を定めること。
- (5) 受託者の管理下において生じた事故、児童等及び第三者に損害を与えた場合等に対処するため、必要な範囲において損害賠償保険等に加入すること。
- (6) 業務に関する苦情、トラブルへの対応は受託者の責任で行うこと。

4 事業の対象者

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、知事が支援を行うことが必要と判断した者
 - ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
 - イ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
 - ウ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
 - エ 児童自立生活援助の実施を解除された者
 - オ 一時保護や在宅指導が行われていた者
 - カ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、支援が必要と認める者
- (2) 下記6の(1)から(3)までに掲げる業務については、次のいずれかに該当する者で

あって、知事が支援を行うことが必要と判断した者も対象とする。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親へ委託されている者

イ 児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所措置されている者

ウ 母子生活支援施設における保護を受けている者

エ 児童自立生活援助を実施されている者

5 業務実施体制

(1) 以下に掲げる者を配置すること。

ア 支援コーディネーター（管理者）

イ 生活相談支援員

ウ 就労相談支援員

(2) 支援コーディネーター（管理者）は、社会的養護自立支援拠点事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を管理するほか、対象者の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者を充てること。

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者

ウ 県がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(3) 生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談支援その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者を充てること。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当する者（児童指導員の資格を有する者）

イ 県がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(4) 就労相談支援員は、適切な助言や情報の提供等による就労相談支援その他必要に応じた支援を行うことができる者を充てること。

6 業務内容

(1) 相互交流の場の提供

ア 対象者が、意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて、対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。

イ 単に場を提供するだけでなく、受託者が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。

ウ 相互交流の場が、対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう努めるとともに、対象者同士や職員等とのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

エ 対象者の入所施設等と連携のもと、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

(2) 支援計画の策定

ア 生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）は支援計画を策定すること。

イ 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課

題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう入所すること。

また、必要に応じて児童相談所や市町村（こども家庭センターを含む。）、児童福祉施設、医療機関、就労支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定すること。

ウ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。

エ 支援計画の策定の有無にかかわらず、生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、生活相談支援員と就労相談支援員が連携するのみならず、支援コーディネーター（管理者）も含め、対象者に必要な支援を行うこと。

オ 支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

（3）相談支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行うこと。

イ 電話やメール、SNS等による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。

ウ 電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。

エ 相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけでなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続き等への同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。

オ その他、社会常識等を学ぶための講習会の実施など地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む。）を行うこと。

カ 対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

（4）一時避難的かつ短期間の居場所の提供

ア 対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援についても併せて行うこと。

イ 居場所の提供については、原則として6か月を超えない範囲で県が定める期間内で実施すること。

ウ 居場所の提供に当たっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した上で、対象者が孤立することのないよう、定期的に連絡を取ることや様子を確認するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

エ 事業所内において居場所を提供することが困難である場合には、民間賃貸住宅等を活用すること等により提供することも可能とする。

なお、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立した生活を営む上での不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制について十分に配慮すること。

7 設備

本事業の実施に当たり、次の設備を設けるものとする。なお、上記6の(4)に掲げる業務の実施に当たっては、対象者が一時的な生活をするために必要な設備を設けること。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 対象者が相互交流できる設備
- (4) その他、事業を実施するために必要な設備

8 事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 事業所の職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築に努めること。また、事業所は、対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講じること。
- (2) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供に当たり、対象者の所持する物品の保管を行う場合には、対象者に説明し同意を得ることとし、保管の状況等を月に1回以上対象者に知らせること。
また、対象者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、対象者へ説明するとともに、同意を得た上で取り扱うこと。
- (3) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を行う際、対象者が未成年者の場合は、親権者へ連絡した上で支援を実施することが望ましいが、親権者への連絡に当たっては、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。
ただし、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを対象者が強く拒否している場合等においては、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議した上で、対象者にとって安全・安心の確保に最善となる対応を行うこと。
- (4) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第34条の7の2第5項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。
- (5) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて県(児童相談所を含む。)、市町村(こども家庭センターを含む。)及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共有を行うこと。
- (6) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。
- (7) 対象者が県内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- (8) 対象者が県外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。
- (9) 事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (10) 対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。

9 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

10 委託限度額

29,050,128円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 経費の負担等

(1) 経費の負担

県は契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 対象とならない経費

- ・団体の運営に供する経費
- ・業務に直接関係のない管理及び運営に関する人件費
- ・施設及び設備の整備及び改修に関する経費
- ・その他、知事が適当でないと認める経費

12 実施計画・実施状況報告等

(1) 実施計画

ア 受託者は、業務開始にあたり、実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に県に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画を変更する場合は、予め県の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には次に掲げる事項を記載するものとする。

(ア) 業務実施体制（支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員及び就労相談支援員の氏名、事業実施にあたっての専門性やノウハウを記載）

(イ) 業務スケジュール

(ウ) その他業務実施にあたって必要な事項

ウ 契約期間中に、職員の変更・追加があった場合には速やかに届け出ること。

(2) 実績報告書

受託者は、委託期間の終了後、業務結果について完了通知書を作成し、速やかに県へ提出すること。

(3) その他報告書

受託者は、上記に定めのない書類の提出を県が求めた場合には、協議のうえ作成し、提出すること。

13 その他

(1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、受託者と県が双方協議して定めるものとする。

(2) 本業務にかかる協議、打ち合わせ等の必要経費及びその他の経費は全て受託者の負担とする。

(3) やむを得ない理由により、他の事業者へ引き継がなければならない場合には、児童等への支援の継続性に配慮し、業務遂行に関する引継書を作成し、県の承諾を得たうえで、確実に業務を引き継ぐこと。

(4) 業務に係る各種の証拠書類については、業務の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。